

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和40年規則第57号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条 （省略） （駐車施設の構造等） 第2条 条例第5条第1項及び第5条の2第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものは、別に定めがあるものを除くほか、次に掲げる基準を満たすものとする。 (1)から(3)まで （省略） (4) 条例第3条の規定により附置しなければならない駐車施設を建築物内に設ける場合は、車路その他の駐車施設のうち駐車用の用に供する部分以外の部分の有効高さが3メートル以上であること。 （特殊な装置を用いる駐車施設） 第3条 条例第5条第3項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができると市長が認めるものは、当該特殊な装置について令第15条の規定により国土交通大臣が令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。 第4条 （省略） （附置義務駐車施設設置（変更）届出書の提出） 第5条 条例第5条の3の規定により届出をしようとする者は、駐	第1条 （現行のとおり） （駐車施設の構造等） 第2条 条例第5条第1項<u>（条例第6条の2第7項において準用する場合を含む。）</u>及び第5条の2第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものは、別に定めがあるものを除くほか、次に掲げる基準を満たすものとする。 (1)から(3)まで （現行のとおり） (4) 条例第3条の規定により附置しなければならない駐車施設を建築物内に設ける場合は、車路その他の駐車施設のうち駐車用の用に供する部分以外の部分の有効高さが3メートル以上であること。<u>ただし、市長が当該駐車施設の規模及び当該建築物の構造上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u> （特殊な装置を用いる駐車施設） 第3条 条例第5条第3項<u>（条例第6条の2第7項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができると市長が認めるものは、当該特殊な装置について令第15条の規定により国土交通大臣が令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。 第4条 （現行のとおり） （駐車施設の附置の届出等） 第5条 条例第5条の3 <u>（条例第6条の2第7項において準用する</u>	規定整備 市長が支障がないと認めるときは、小型荷さばき駐車場の車路等有効高さを3メートル確保しないことを認めることに伴う改正 規定整備 同上

車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による通知を行う際（届け出た事項を変更しようとする場合で、これらの申請又は通知を必要としないときは、当該届け出た事項を変更する前）又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の確認を求める際に、<u>附置義務駐車施設設置（変更）届出書（様式1）</u>に<u>附置義務駐車施設の台数算定表（様式2）</u>及び別表に規定する図面等（以下「台数算定表等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、台数算定表等の添付を要しない。 （<u>駐車施設設置（変更）特例承認申請書の提出及び承認</u>）	場合を含む。）の規定により届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による通知を行う際（届け出た事項を変更しようとする場合で、これらの申請又は通知を必要としないときは、当該届け出た事項を変更する前）又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の確認を求める際に、<u>別に定める様式による届出書に別に定める様式による台数算定表及び別表に規定する図面等（以下「台数算定表等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、台数算定表等の添付を要しない。</u> （<u>駐車施設の附置の特例の申請等</u>）	様式を規則外で定めることに伴う改正
第6条 条例第6条第3項の規定により市長の承認を受けようとする者は、<u>駐車施設設置（変更）特例承認申請書（様式3）</u>に台数算定表等を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、<u>支障がないと認めたときは、駐車施設設置（変更）特例承認書（様式4）</u>を交付するものとする。	第6条 条例第6条第3項（<u>条例第6条の2第7項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定により市長の承認を受けようとする者は、<u>別に定める様式による申請書に台数算定表等を添えて市長に提出しなければならない。</u> 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、<u>同項の承認を決定したときは、別に定める様式による承認書を交付するものとする。</u>	規定整備 様式を規則外で定めることに伴う改正
（新設）	（<u>公共交通機関利用促進措置等による駐車施設の規模の特例の承認等</u>） 第7条 条例第6条の2第1項の規定により減ずることができる<u>駐車施設の駐車台数は、条例第2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に、公共交通機関利用促進措置等（同項の公共交通機関利用促進措置等をいう。次項において同じ。）の内容に応じて市長が別に定める割合の合計（当該合計が50パーセントを超える場合にあつては、50パーセント）を乗じて得た台数（当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数）とする。</u>	規定整備及び様式を規則外で定めることに伴う改正 条例第6条の2の追加に伴い、公共交通機関利用促進措置等に係る特例の承認の手續について規定する。

	<u>2 条例第6条の2第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、別に定める様式による申請書及び公共交通機関利用促進措置等に関する計画書を市長に提出しなければならない。</u> <u>3 市長は、前項の申請書及び計画書の提出があった場合において、同項の承認を決定したときは、当該申請書及び当該計画書を提出した者に対し別に定める様式による承認書を交付するものとする。</u> <u>4 条例第6条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による届出書を市長に提出しなければならない。</u> <u>5 条例第6条の2第4項の規定による報告は、市長の求めに応じて、別に定める様式による報告書に市長が必要と認めた書類を添えて行うものとする。</u>	
(駐車施設立入検査証)	(駐車施設立入検査証)	
第7条 条例第8条第2項に規定する証票は、駐車施設立入検査証(様式5)とする。	第8条 条例第8条第2項に規定する証票は、駐車施設立入検査証(様式1)とする。	条の繰下げ 規定整備
(措置命令書)	(措置命令書)	
第8条 条例第9条第2項に規定する書面は、措置命令書(様式6)とする。	第9条 条例第9条第2項に規定する書面は、措置命令書(様式2)とする。	条の繰下げ 規定整備
様式1～様式4 (省略)	(削る。)	様式の削除
様式5 (省略)	様式1 (現行のとおり)	様式の繰上げ
様式6 (省略)	様式2 (現行のとおり)	同上